

知内町通学路安全推進会議規約

(名称)

第1条 この会議は、「知内町通学路安全推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため、関係機関が相互に連携・協働し、継続的に通学路の安全確保に向けた取り組みを推進することを目的とする。

(取組)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するために、以下の取り組みを行う。

- (1) 知内町通学路交通安全プログラムの作成及び実行
- (2) 通学路の安全確保の取り組みに関する協議
- (3) 通学路の安全確保に関する情報及び意見交換
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、下記の構成員をもって組織する。

- (1) 北海道開発局函館開発建設部江差道路事務所
- (2) 北海道渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所
- (3) 北海道警察木古内警察署
- (4) 知内町生活福祉課
- (5) 知内町建設水道課
- (6) 知内町各小学校
- (7) 知内町各中学校・高等学校
- (8) 知内町教育委員会

(役員)

第5条 推進会議には、会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、知内町教育委員会教育長が務め、推進会議を代表し会務を処理する。
- 3 副会長は、知内町建設水道課長が務め、会長不在のときはその職務を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は必要があると認めるときは、推進会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 本推進会議の事務局は、知内町教育委員会に置く。

附 則

この規約は平成27年5月18日より施行する。

この規約は令和 元年7月22日より施行する。